

ウィークリースタンスについて

○背景

建設業の働き方改革を推進するために、平成31年度より委託業務において実施しているウィークリースタンスの取組を工事にも拡大します。

○取組内容

以下の項目を例として受注者と取り組む内容を確認及び調整の上、設定します。

- (1) 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない
- (2) 水曜日は定時の帰宅に心掛ける
- (3) 土・日曜日に休暇が取れるよう金曜日には依頼しない
- (4) 昼休みや午後5時以降の打合せをしない
- (5) 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない
- (6) 16時以降の現地立会を行わない
- (7) 作業内容に見合った作業期間を確保する
- (8) その他、任意に設定する

○対象工事等

全ての公共工事及び公共工事に係る委託業務

※災害関連業務等及びその他緊急を要する業務を除く。

○適用日

令和6年7月1日